| （改　正　後） | （改　正　前） |
| --- | --- |
| **総合口座（普通貯金無利息型）取引規定**<br><br>１．～１１．（省略）<br><br>１２．（印鑑照合等）<br>　この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。<br><br>１３～２３．（省略）<br><br>（２０２５年４月１日現在） | **総合口座（普通貯金無利息型）取引規定**<br><br>１．～１１．（省略）<br><br>１２．（印鑑照合等）<br>　この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影（追加）を届出の印鑑（追加）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。<br><br>１３～２３．（省略）<br><br>（２０２４年４月１日現在） |